

## 大型自動車一種運転業務従事者育成科

第一種大型自動車運転免許を取得し、自動車運送業界への就職を目指します





## 訓練の場所等

令和6年11月12日(火)~令和7年1月10日(金) 期訓間練 平日午前9時30分~午後5時10分 10人 応募者が少ないときは、中止する場合があります。

## 株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校)

受講料・テキスト代は無料です。

ただし、以下に該当する場合は自己負担が発生します。

※実技補習料:9,900 円/回(税込)

※再検定料:9,900 円/回(税込)

※キャンセル料(法定教習・検定を予約前営業日 15 時以降にキャンセ ルした場合: 2,000 円/1 時限(非課税)

※訓練生総合保険または、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人 に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入をお願いしてい ます(任意加入)

写真2枚(カラー、縦 30mm×横 25mm、裏面に氏名を記入のこと)

※交通事情等で遅れることのないよう、余裕を持ってお越しください。

# 訓練実施会場案内図



T435-0046 浜松市中央区丸塚町1 TEL:053-461-9225 駐車場:有(無料)

※訓練の内容・期間・時間・場所等については、

※詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

変更する場合があります。



# 享集要項

※必ず選考会に出席してください。

住所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)で、必ず職業相談を受けた上で、お申し込みください。 汣 ※裏面・別紙に訓練対象条件記載【確認必須】 令和6年9月25日(水)~令和6年10月23日(水) ※先着順ではありません。受付期間内にお申し込みください。 令和6年11月5日(火) ※託児サービスの利用を希望する方においては 10 月 16 日(水)まで (発送日) 【適性検査】 ※本人あてに郵送します。 [日時]令和6年10月29日(火)11時00分~ ※電話等でのお問い合わせはご遠慮ください。 【会 場】浜松自動車学校(浜松市中央区丸塚町 1) 【内 容】視力検査等 【裏面参照】(無料) 【持ち物】運転免許証・メガネ等(条件または視力・聴力に不安のある場合) 選 【学科試験等】 ※この訓練を受講すると、終了後1年間は 考 [日時]令和6年10月29日(火)13時30分~ その他 他の訓練を受講できません。 会 【会 場】静岡県立浜松技術専門校(浜松市中央区小池町 2444-1) ※他の訓練受講終了後1年未満の方は、 【内 容】筆記試験(中学校卒業程度の漢字、計算問題)、意向調書の記入、面接 この訓練を受講できません。 注意事項 【持ち物】320円分の切手、筆記用具(鉛筆・消しゴム・ボールペン)、

株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校) 校 名 大型自動車一種運転業務従事者育成科 コース名 定員 10人 2か月 対象者 大型自動車の運転知識・技能を習得し、大型自動車運転者として自動車運送業界への就職を目指す方 第一種大型自動車運転免許を取得するとともに、安全運行技術・各種法令理解・ITや業務効率化スキルを 訓練目標 習得し早期就職すること (取得可能な資格含む) 仕上り像 大型自動車の運転に必要な技能、知識を有し、自動車運送業界で活躍できる人材 **リロートレーニング** 急がば学べ 自動車運送業 就職を見込める職種・職務

### 【訓練対象者および適性検査】 ※申込事前確認事項 別紙あり

●ハローワークに求職の申込みをしていて、就職のために訓練の受講が必要であると認められた者。

●自動車運送業界の大型自動車の運転業務への就職を希望する者。

●直近の職歴において自動車運送業界での就業経験が無い者(運転手以外の職種での就業経験を含み、直近 の離職から1年以上を経過している場合を除く。)

訓練対象者

●訓練受講の開始日時点で関係法令において大型自動車一種免許取得のための資格を満たしている者(21歳 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第32条の7第2号に規定する教習を修了した者にあっては19歳)以 上で、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を取得後通算して3年(道路交通法施行令第34条第2 項で規定する教習を修了した者にあっては1年)以上を経過している者)

●中型MT免許、中型8t限定MT免許又は準中型MT免許を取得している者。

適性検査

視力(深視力)、色彩色覚力、聴力、四肢に不自由がないか、その他法令上、運転免許取得が不可能な方(免許取 り消し、免許停止等)でないことの確認

対象条件、適性検査のお問い合わせは、株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校 053-461-9225担当:青野) 問い合わせ先 までお願いします。

区	分	科目	内 容	時間数
訓練内容	学科	ITスキル入門	ITスキルの基本となるWord・Excelの操作方法の習得	3
		大型自動車の特性理解	車両特性や特徴的な事故を防止するための知識の習得	16
		フォークリフトに係る学科	走行、荷役に関する知識、力学、関係法令※資格取得ができる内容ではなく、資格取得に向けた知識の習得	3
		運送業界における関係法令の理解	道路交通法、道路運送車両法、労働基準法	7
	実技	フォークリフトに係る実習	荷の大きさに応じた走行、トラックへの荷の積み下ろし作業と移動方法等。 荷の作り方や注意方法。※資格取得ができる内容ではなく、資格取得に向けた走行体験の実施。	6
		大型自動車第一種運転免許取得のための教習 ※所持免許ごとに異なる		
		①中型MT免許所持者		14
		②中型8t限定MT免許所持者		20
		③準中型MT免許所持者		23
		大型自動車に係る技能検定		
		修了検定		3
		卒業検定		3
	その他	就職支援		21
		ガイダンス等		6
総訓練時間			①中型MT免許所持者	82
			②中型8t限定MT免許所持者	88
			③準中型MT免許所持者	91

※ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングも実施します。※上記の科目名、内容、時間配分、総訓練時間等は予定であり、変更される場合があります。

## ・ビスについて(この訓練は託児サービス利用可能な訓練です) 託児サービスは申し込みが早い方が優先となります

就学前の児童の保護者であって、本訓練の受講により、当該児童を保育することができず、かつ同居親族等の保育も できない方。但し、条件を満たしている方においても、利用希望者が多数である場合や、託児施設の空き状況に 対象者

よっては、お断りする場合があります。【対象児童:就学前の児童】

託児費用 無料 ただし、おむつ・軽食(おやつ・ミルクを含む)、哺乳びん等に係る費用は自己負担となります。

託児時間

申込方法

訓練実施日の訓練開始時刻の30分前から訓練終了時刻の30分後まで

浜松自動車学校 チャイルドルーム (訓練実施会場と同施設内) 託児施設

※ 住所: 浜松市中央区丸塚町1 /電話番号: 053-461-9225

※ 託児サービスについての詳細説明及び利用申込書は、各ハローワークの訓練担当窓口で配布しています。

<u>当該訓練の受講申込みと合わせて、託児サービス利用申込み書を管轄のハローワークに提出して下さい</u>

申し込まれた方には、入校説明・選考会より前に浜松技術専門校および株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校)から問い合わせをする場合がございます。 その他 託児施設に関するお問い合わせは、株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校)<u>(053-461-9225) 青野</u>までお願いします。

### 選考会場 浜松目動車学校 【適性検査】 静尚県立浜松技術専門校【筆記試験等】



浜松自動車学校 〒435-0046 【住所】浜松市中央区丸塚町1 TEL 053-461-9225 【車】校内の駐車場が使用できます。 【自転車】駐輪場をご利用下さい。 【バス】浜松自動車学校 徒歩1分

TechnoCollege (浜松) 東名高速道路) 浜松技術専門が (浜松テクノカレッシ コストコ

静岡県立浜松技術専門校 〒435-0056 【住所】浜松市中央区小池町2444-1

TEL 053-462-5602 [HP]https://hamamatsu-tech.ac.jp/

【車】校内の駐車場が使用できます。

・JR浜松駅から約20分 ・東名高速道路「浜松インター」から約15分

【電車】「自動車学校前」駅から徒歩約15分 【筆記試験等】13:30~

## 申込事前確認事項【必読】

### 【病気の症状等事前申告制度について(教習開始後発覚した場合は、退校処分、免許の拒否、保留等の場合があります)】

下記事項に該当する場合、住所地の運転免許センター等での「運転適性相談」が必要な場合があります。

### 次のような症状が判明した場合、免許の取得ができない場合があります。申込前に必ずご連絡、ご確認ください。

- 1.過去5年以内において病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかではないが意識を失ったことがある。
- 2.過去5年以内において病気を原因として身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。
- 3.過去5年以内において十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、
  - 日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4.過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
  - 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
  - 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
- 5.病気を理由として、医師等から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けたことがある。
- 6.妊娠をしていて、医師の許可(確認)を受けていない方。
- 7.上記以外に、車の運転(学科、技能教習)に際し、支障があると思われる身体的、精神的な不安がある方。

## 【入校前の事故、違反及び処分等について(教習開始後発覚した場合は、退校処分、免許の拒否、保留等の場合があります)】 過去に無免許等の交通違反又は行政処分を受けたことがある方は、申込前に必ずご確認ください。

- 1.過去運転免許の取り消し処分、拒否処分等を受けた方は「取消処分者(再取得)講習」を受講しなければ運転免許試験を 受けることができません。また、欠格期間中及び交通違反のある方のご入校については、必ず、事前にご自身で住所地を 管轄する免許センターに運転免許取得が可能かどうかを確認してください。
- 2.暴力団、暴走族、その他の反社会的勢力等に属する方および活動をしている方は条例により入校をお断りいたします。

また、ご入校後に犯罪・迷惑行為・当校の諸規則、規程、校則等を犯した際は退校処分となります。

## 【在校中に体調不良となった場合について】

- 1.発熱や咽頭炎や頭痛等、日頃と異なる体調となった場合には、遅延なく学校職員に申し出をし、職員の指示を受けてください。
- 2.職員の判断によりご帰宅を指示した場合、速やかにご帰宅をお願いします。
- 3.再登校について、復調後に学校へ連絡し、再登校時期を確認してください。

### 【教習に関する禁止事項・同意事項について】

- 1.教習中の撮影やネット(SNS等)への公開は禁止いたします。
- 2.教習(学科、技能、検定等全ての教習、講習等)の勝手な撮影・録音や疑われる行為(携帯電話・スマートフォン等の使用)は 禁止いたします。また、教習原簿の撮影も禁止です。

### 【お問い合わせ先】

## 【窓口】株式会社遠鉄自動車学校(浜松自動車学校)

【住所】〒435-0046 浜松市中央区丸塚町1

【電話番号】053-461-9225 (担当:青野)

【受付時間】月曜~金曜 9:00~17:00(年末年始は除く)